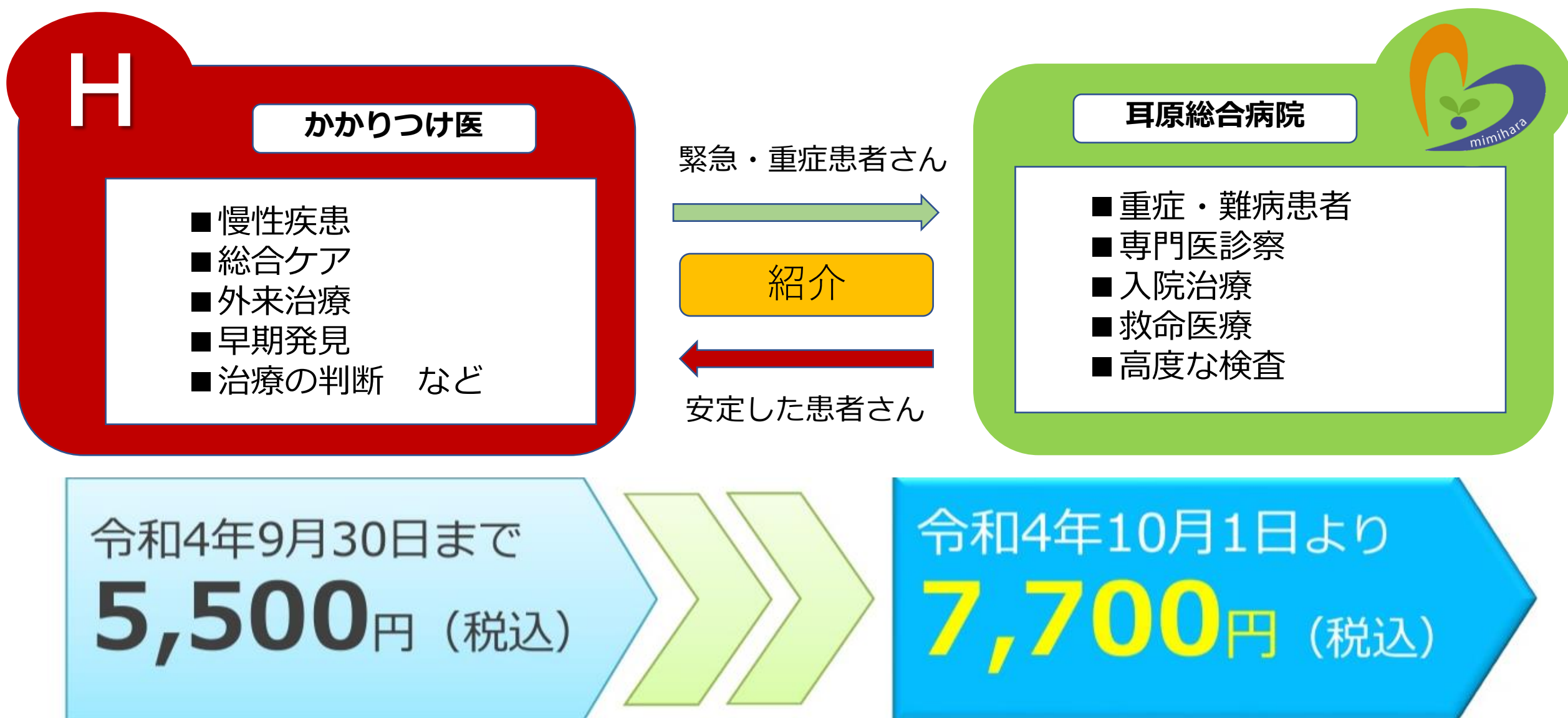


「紹介状なし」で受診する場合の 初診時選定療養費が改定されます。

令和4年4月より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、**200床以上の地域医療支援病院では、初診時の選定療養費を7,000円以上徴収することが義務化**されました。

目的は医療機関の更なる「**機能分担**」と「**連携促進**」です。

地域の診療所やクリニックにて「**かかりつけ医**」を持ち、必要な場合は**紹介状**を持参して当院を受診しましょう。



《初診とは》

- ・当院に初めて受診される方
- ・当院に暫く受診されていない方
(前回受診より6ヶ月 (小児科の場合は3ヶ月) を経過した方)

《初診時の選定療養費をいただかない方》

- ・紹介状を持参した方
- ・救急車で来院して緊急な診療を必要とした方
- ・公費負担医療制度の受給者の方 (こども医療、母子医療の方はいただきます)

※初診時選定療養費をいただく場合は、初診料288点から200点を控除させていただきます。